

令和8年 第3回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和8年3月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第3回会議議事録

1 開催日時 令和8年3月10日 午後 1時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 視聴覚室

3 出席委員 17名

1番委員 櫛 渕 武 重	3番委員 内 海 伸 一	4番委員 原 澤 辰 明
5番委員 原 澤 忠 告	6番委員 鈴 木 初 夫	7番委員 鈴 木 保 雄
8番委員 中 島 博 恵	10番委員 小 室 功	11番委員 村 山 正 美
12番委員 本 多 道 長	13番委員 小 池 康 雄	14番委員 原 澤 幸 好
15番委員 田 村 かつ子	16番委員 田 村 隆 司	17番委員 櫛 渕 春 子
18番委員 江 口 眞 利	19番委員 森 下 かおり	

4 欠席委員 2名

2番委員 近 藤 民 治 9番委員 田 村 吉 廣

5 議事録署名委員

7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 田 村 寛 生 書記 中 山 文 弥 書記 泉 雪 江

7 会議に附した事件

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第16号 農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第17号 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権の移転）

協議事項・報告事項

（1）農地法第18条第6項の規定による届出について
（2）農業経営改善計画の認定について
（3）制限除外の農地等異動通知書について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理中島博恵開会を宣す。
顛 末

議 長	議事録署名委員を任命いたします。7番鈴木保雄委員、8番中島博恵委員にお願いしたく思います。
	続いて、次第の4、議事に入ります。議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	1ページをお開きください。 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。 別紙記入事件、4件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次朗読説明） 説明は以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 議案第12号、番号1番について、担当委員さんからの調査報告を求めます。
7番委員	7番、鈴木でございます。 第3条の調査報告の結果を報告いたします。 申請地は、〇〇〇の下と言ったらいんですかね、西側と南側に1つ、この筆数5つでございます。〇〇さんと〇〇さんに確認したところ、間違いないということで確認取ってまいりました。 ただ、この中で1つ、本来なら懸案事項ないと報告したいんですけども、懸案事項が1点あります。それは、地番が〇〇〇〇〇〇、ここに今、盛土をされているんですけども、この盛土、写真出ますか、出ましたね。この盛土、申請前なので先行したということですか、なんですけれども、それはそれとしてもこのところ、この上流に〇〇〇用水の水が流れていまして、この〇〇〇用水の取入れから、一番最初の〇〇〇用水の水を使っていると思います。これが〇〇なんですけれども、ここに盛土をされますと、このところには排水溝がこのすぐ脇に通っているんですけども、ここに排水溝があるんですよ。そうすると、この〇〇〇用水から流れてきた水を一番最初に使うところなんです。そのため、ここに今度は、〇〇〇用水って私の脇から取り込んで入れているんですけども、ここを流れてきている、この水の一番、〇〇〇用水の一番最初の用水の使うところ、その排水溝がここにあるんです。このU字溝。このU字溝が〇〇〇用水の田んぼの、上の田んぼの用水の排水溝です。 それと、今度は〇〇〇用水に大雨だとか洪水のときに、〇〇〇用水から流れてきた水がオーバーするんですね。オーバーするとこの上の部分、この辺の田んぼから、この上に家が何軒かあるんですけども、この家が床上浸水起こすと。実はこの部分、皆さん合併する前に、大雨が降って床上浸水起こしたんです。ということは、そのときに〇〇〇、この手前に〇〇〇ってあるんですけども、この〇〇〇の下を〇〇〇用水が一段下がる、同じぐらいの高さなもので、暗渠、〇〇〇の下を流れるようになっているんです。 今日ここに、一番、〇〇〇用水の委員長さんがいれば一番分かるんですけども、そのために、この部分に盛土、かさ上げされると、その上にダム状になります。この高さを、元々の田んぼなんですけれども、田んぼに盛土をされると、この盛土のおかげで全部、もし水が出たときに、ここ1か所ごみが詰

まると、全部上に上がってきます。だから非常に困ると思うんですね。

その辺で、盛土はした人はその部分、知らないからしたんですけども、私としては、地域担当委員としては非常に困る。おまえみんな知っていて何でこれ許可したんだと。これは何かあれば怒られる。そのため非常に困ります、私は。そういう説明で、皆さんのご審議をよろしくお願いしたいと思います。説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。
ちょっと問題がある点が1つあるというお話でございました。
皆さんのほうからのご意見ありましたらお願いします。

6 番 委 員

6 番、鈴木です。
今、説明聞くと、盛土するのがこれからやるのか、それとももう既に盛土は済んでいるのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

議 長

事務局、これに関してご用意はありますか。

事務局

写真を見ていただいたとおり、あと鈴木委員の先ほどの説明のとおり、盛土は既にされています。それについて2点確認をさせていただいております。

まず1点は、農地の形質変更の届出が出されていないですよということをお話しさせてもらいました。形質変更の届けということを行った、〇〇さんが行ったそうなんですが、知らなかった、申し訳なかったということで、あまりよろしくはないですが、後出しで書類の件は出していただいたということの1つです。

それと、環境課が土砂の条例というのを管理しておりますので、土砂条例についての手続も必要かどうかというのは、事務局から環境課に確認をさせていただきました。土砂の移動というか、面積の要件に収まるので、今回の案件に関して土砂条例の届出は不要だということを聞いております。

それから、2点目なんですけれども、誰が何のためにやったんですかということをお伺いしたんです。〇〇さんが〇〇〇〇さんをお願いをして土砂を入れてもらった、何のためかという、先に手に入れている隣の土地と田んぼの土地のレベルを合わせて一面で田として耕作をしていきたいというお話だったんですけれども、じゃどっちのレベルに合わせたくて土砂を入れたんですかというお話をしましたら、先に手に入れたほうのレベル、低いほうのレベルに合わせるために入れたんですけども、指示の行き違いがあって思った以上に、土が入ってしまったので、今これをどかす算段をしているところだということまでは伺っております。どかすためにも、今度もう一度形質の変更がなされますので、そこはもう事前に相談と形質変更の手続、書類の手続はしてくださいというお願いをしてあります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
鈴木委員、これはもう多分盛土がしてあるという状況だと思います。盛土はしてある。それから、隣の鈴木さん、今、事務局の説明だと、これからそれを取り除くという、下の、今でもう事前に手に入れていた土地のレベルまで下

げるということを考えているようなんで、その辺までいくと、今おっしゃられた鈴木さんの懸念はどうでしょうか。

7 番委員 この今現在、U字溝がありますよね。このU字溝の頭が、恐らく田んぼになったら水の出入り、すると、このU字溝より下じゃないと田んぼには流れないわけですよね。このU字溝が道路の高さより1 mぐらいかな、下がっていると思うんですね。そこの左側にますがありますよね、それが道路横断、〇〇〇に出る口なんですよね。だから、そのU字溝を流れてきて、その左のますの下を通って〇〇〇に出るようになっているんです。

議 長 いやいや、そうじゃなくて鈴木さん、鈴木さんのほうの対応で、これをこういうふうにやったほうがいいんじゃないかというご指摘はできますか。〇〇さんのほうに申し入れて、このようにしていただければという申入れと、それからそういうもので解決策はないでしょうか。

7 番委員 解決策としては、この地目のとおり、田んぼの部分の現状、昔のままの田んぼの高さにしてくれば、私としては一番理想。

議 長 そのことを含めた上で、鈴木さんから、ご連絡をいただくときに、許可のご連絡をいただくときに、その辺を話合いで何とか解決できますか。

事務局 鈴木委員に案件をお送りしたときに、すぐ鈴木委員が、水利とレベルの、レベルのほうが高ければ田んぼになんかならないよというご指摘をいただいたので、それを〇〇〇さんに、譲受人の方に、電話なんですけれども確認をさせてもらっているんです。そうしましたところ、土が入り過ぎていたので、元の、元というか、先に手に入れたほうのレベルに合わせるんだよというお話を聞いたところなんです。

確かに、委員、80 cmぐらい盛ってあるんですよね。1 m未満は未満なんですけれども。

7 番委員 1 mぐらい下げないと、測ってこないんですけれども、下げないと田んぼにはならない。ただ、この地目のとおり田んぼにするのであれば、これは昔の田んぼの使っていく。

議 長 私の意見になってしまうかもしれませんが、ここで田んぼを作りたいんだという話で売買で動いているのかな、有償移転なら売買かな。そうすると、田んぼ作っていただけるということなので前向きに営農計画出していただいて、それを履行していただくような格好にさせていただいて、この案件については、もしあれでしたら、私も含めて、鈴木さんと、それから事務局という格好で、この解決策を探っていければと思っておりますが、それで解決できないでしょうか。

7 番委員 よろしくをお願いします。

事務局 もう一つだけ補足させてもらっていいですか。

私も前に、先に手に入れているというのを鈴木委員からご指示があったので、〇〇さんに、先に手に入れたところを何で今現在が耕作をされていないんですかということも確認させてもらったんですね。

何で確認したかということ、3条の審議の肝のところに、全部耕作、自分が既に持っている農地を全部耕作しているからさらに手に入れられるという考え方があるので、そこの説明ができませんよという意味で伺ったんですけども、画面上の左側に道があるそうで、そこが崩れてきたりとか、あと鈴木委員が先ほどおっしゃったU字溝の敷設というんですか、そのあたりも手に入れた後に敷設をしたり、崩れてきたりを直したり、それから平らにするはずだった土砂が余分に入ったりということで、少し時間がかかっているというのはそういうことだということをおっしゃっていました。

耕作をしたいという意思はあるんだけど、思うように進んでいないということをおっしゃっておりました。

7番委員

いいですか。

今、事務局さんが言ったように、その上の部分の、矢印のちょうど上にちょっといろいろ、その右側。そこは、2年前から3年前に農業委員会にかけて認可が下りたところなんですけれども、そこに機械、もう1年だか2年、機械、ユンボとバックホーですか、小さいの。これをずっと放置してある。なもので、ここの土が山になっている部分もあるんですね。

事務局

ちょっと待ってくださいね、ご指示いただいたので写真を撮ってきてあるので。

7番委員

そうそう、そのところ。石が詰まっているでしょう。そのところが2年前だか3年前に農業委員会に認可されています。けれども、これだと田んぼじゃないでしょう。けれども、こかも田んぼなわけなんですよ。

だから、こういう状態であるから、そこにまた盛土積んであるから、今度は大雨でも降ったときに、ここで全部詰まると。そうするとさっき説明したように、上のほうの、家のほうまで床上の可能性が出てくる。

議 長

ちょっと俺が現場見ていないので、本当に現場見てみないとちょっと分からないんですけども、今言われたような、そうすると営農計画はしっかり出ていますか。

事務局

主に田んぼですので、水稻、それから野菜ということでキュウリとハクサイということです。3月から12月もしくは4月から12月ということで計画を出されているようです。

議 長

そう決めて営農計画を立てられて、これをしっかり履行していただくこと、それから、これもやっぱり話し合いが必要だと思うので、担当の鈴木さん、それから私ももし含めていただければ含めて、それから事務局という格好で、このこともしっかりと、営農計画を履行していただくこと、それからその盛土はこういう懸念がありますよということを申し伝えて改善していただくような方向で、前向きにこの案件、了承するというようなわけにはいきませんか。

7番委員 ちゃんとその部分で営農ができる部分になって、新たに申請してくれば、それはいいと思います。

議 長 いや、後でになっちゃうと、今回ここの申請出ている。ということは、継続審議でいきたいという意味がありますか。

7番委員 一旦これはここの部分で打ち切って、新たに出してくれたほうが、私としてはいいと思います。ほかの部分のところに対しては、今日の部分でいいですけども、この部分に関しては新たに出し直していただければいいのかなと思います。

議 長 であれば、皆さんにお諮りいたします。
もちろんご意見もいただきながら、どのように……

事務局 質問していいですか。
その部分を取り下げる理由というのは、3条に照らし合わせて、どこが取下げを求める理由なのかをちょっと確認をさせていただいていいですか。
申請人さんに、こういう理由でということをお話しする必要がありますので、その確認をちょっとお願いします。3条の中で、どこがどうだからという理屈がございましたら。

議 長 そうですね。
今言われているのは、そういう懸念を持って、片方はこれを善処するという話を事務局にはなさっておられるわけだから、そこでちゃんとした理由づけがつけないと、これいかんですと言うわけにはいかんですが。

7番委員 それについては、皆さんの意見と合わせてどういうふうにしたら一番いいか、また、検討していただければありがたいです。

議 長 さっき言ったように、そうなんです。3条、今、事務局がおっしゃったように、3条で抵触するというか、その規定の中で、これはいけませんというものが言えればそれはいいんですけども、これは話合いで解決できること、部分じゃないですか。それは改善してほしいというお話をできる範囲内のことだと俺は思っているんですよね。ですから。

7番委員 そうですね。そういう部分で、話合いでつけていただければ、私も納得はします。

議 長 相手のあることだから、どういう返事が返ってくるか分かりませんけれども、お金かけてやりますと言われたり、いろいろあるかもしれんけれども、それはそれで、そうでなければ、こちらもあえて、もちろん農業委員会から勧告もしているし、改善してくださいということを申し入れることもできますし、そういうことで。

6 番委員	今の時点で、調査委員の鈴木さんの考えもあるし、さっき会長が言ったように、現地を見て、また所有者、今度の所有者ですか、それと話しするというんですから、事務局も含めてやるんなら、継続みたいな形のほうがいいのかなとは思いますがね。
議 長	ほかに皆さんのほうのご意見ありましたらお願いいたします。 では、ちょっと事務局、お諮りしてもよろしいですか。 事務局、何かありますでしょうか。 (発言する者なし) ないですか。 今、鈴木委員も、6 番、初夫委員からのご意見ありましたように、この案件承認するか、あるいは、初夫委員さんが言われたように、持ち越しというか、継続でやっていくか、保留にしてあるか、そのどちらかを皆さんに聞きたいと思います。 挙手を求めたいと思っております。」
3 番委員	3 番。その案件は、この今の盛土したところの案件だけを継続ということで、それか、それにひっくるめて。
議 長	それはもう一回あるじゃないでしょうかね。この案件があるから、全て出し直して、これ全部、全てを案件で。
3 番委員	じゃ、ここだけじゃなくて全部ということですね。
議 長	はい。ここも全部引っかかる、違うところも重機が置いてあったり、それから、石があるということも含めますので、これは全部のあれで出し直しか、継続案件にしたいと考えてところです。 では、挙手をもってお願いいたします。 この案件を承認とされる方、いかがでしょうか。 では、継続案件といいますか、保留といいますか、もう一度考え直してもらうという意見の方。 賛成多数で、これはちょっと保留という格好で。 含めた上で、もう一度これを改善していただくように、善処していただくような格好でやって進めて、もう一度出していただくというふうにお伝え願えればと思います。
事務局	承知しました。
議 長	お願いいたします。 では、次に入らせていただきます。 議案第 12 号、番号 2、3 については交換案件でございますので、一括して担当委員さんよりの調査報告をお願いいたします。
4 番委員	4 番、〇〇地区担当の原澤です。 農地法第 3 条による申請事案の調査結果について報告いたします。

3月7日、現地調査を行いました。申請地は、3の2が〇〇〇〇〇〇〇〇より南西約50メートルで、3の3が〇〇〇〇〇〇〇〇の西隣になっております。当日、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん両名に直接お会いしまして、確認いたしました。

互いに農地が集積、結果として地続きになる、地続きといいますか、隣接になるような状況になるということで、3の3の西隣が〇〇〇〇さんの農地ほか水田で、3の2の前、上と下というんですかね。北と南辺り一帯が全て〇〇〇〇〇〇さんの水田になるというような形で、先代から約束がどうもあったらしいんですが、3の2の申請地については、実は昨年5月に〇〇〇〇さんの新宅の家から、もう耕作ができないので、本家の〇〇〇〇さんに返したいということで、この場で許可をいただいて、〇〇〇〇さんの農地になったところです。

結果として、今回の事案は、その土地を〇〇〇〇さんに譲渡し、逆に〇〇〇〇〇〇さんの水田の中にぽつんと挟まれてあった〇〇〇〇さんの農地を〇〇〇〇〇〇さんに譲り受けるというような形で、双方とも農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術への計画も確認でき、実行は確実と思われます。

年間従事日数は、それぞれ〇〇〇〇さんが150日、〇〇〇〇さんが100日で、水稻を栽培するには十分な日数と思われます。

周辺の農地利用や地域計画への支障の有無は水稻栽培を計画されており、周辺の作物も水稻でありますので、支障はございません。

その他懸案事項はございません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

皆様のほうからご質疑ございましたらお願いいたします。

事前に、今の説明を聞く限りにおいて、それから、こっちの事由において、先代からのそういう交換するかというようなお話をいただいておりますし、それから、原澤委員の説明だと、去年、これが動いたということになってございます。

それで、事務局にお尋ねしますが、こういう案件3年以内とか、その辺の規約が何かあったような気がするんですが、それも含めてちょっとご説明いただければと思っております。

事務局

農地法の遵守というところが引っかかってくるかなと思われます。農地を手に入れる、もしくは、譲り受けるときに、登記の目的だとか、転用の目的ですとか、あとは、取りあえず農地を手に入れるということは認められておりませんで、長きにわたって耕作し続けるということが要件の一つになっております。そういった意味で、少々言葉は古いんですけども、3年3作という言葉もそういうところからあるのかと思っております。

原澤委員のおっしゃったとおり、この案件は1年に満たない動きがある、所有権の移転の動きがあるとは言えるんですけども、原澤委員のおっしゃっていただいたとおり、交換した後のほうがそれぞれの耕作により効率がよくなる、通作の時間も短くなるというよい点しか見当たらないので、皆様のご審議の結果なんですが、事務局的には書類上は不備というか、何もないというふうに捉えております。

以上です。

議 長	ありがとうございました。 営農効率といいますか、それを含めると、この案件そういう3年3作ということ度を外視にしてもよろしいんじゃないかというご説明がございました。 皆さんのほうからのご質問賜りたいと思います。 いかがでしょうか。 (発言する者なし) なければ、お諮りいたします。 議案第12号の2の3の案件は許可としてよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可と決定いたします。 続きまして、議案第12号、番号4について、担当委員さんからの説明をお願いいたします。
17番委員	17番、〇〇〇〇〇地区担当の榎渕春子です。 農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。 3月7日、榎渕武重さんとともに現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇より東100メートルのところ。7日に譲受人である〇〇〇〇さんと、〇〇さんが作付予定の牧草を購入してくださるという〇〇〇〇さんに直接お会いして、確認いたしました。 譲渡人が現在も耕作放棄しており、3名ともに今後も耕作の見込みがないため、譲受人が牧草を耕作したいということでした。新規参入ということで、新規参入営農計画書の確認もいたしました。農地の効率的利用とはいっても、現地はかなり急傾斜であって、牧草は手まきで行うとのことでした。所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。 年間従事日数は150日で、牧草を栽培するには十分な日数と思われます。 周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、牧草の耕作を計画されており、周辺の耕作は何もないため、支障はありません。 そのほかに懸案事項は特にございませんでした。 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 皆様のほうからのご意見、ご質疑ございましたらお願いいたします。 どうぞ。
4番委員	4番、原澤です。 牧草を栽培するということが、先ほど傾斜地のため手で播種をするというんですが、収穫においても手でやる予定なんですか。
議 長	その辺はちょっとどうでしょうか。
17番委員	〇〇〇〇さんのお宅がすぐ隣で、〇〇さんが和牛を飼っていらして、放牧をさせてもらうと言っていたんですけども。
議 長	自分もちょっと立ち会ったんですけども、そこに牧草をまいて育て、そして、牛をそこに放したいというようなこともおっしゃっておられたので、そ

17番委員	ならば、〇〇〇〇さんが本来であればやるので、この〇〇さんが出てくる場面というのはなぜなのでしょう。ちょっと理解に苦しむんですが。この方は牛を飼われていない。
議長	ないです。
17番委員	何か裏があって、この方の名前が出てくるような感じがするので、ちょっと。
議長	何、事務局は。 どうぞ。
事務局	私も原澤委員のおっしゃったとおり、農業をなりわいとするということが少し考えづらかったんです。牧草の単価ってそんなに高くないですし、生活するだけの収量は上がらないんじゃないんだろうかというのが懸念だったので、新規参入の営農計画書にも牧草のことしか書いてなかったんで、なりわいとしてやるんですかというお話も差し上げてあるんですが、〇〇さんのお答えとしては、米をやりたいということはおっしゃっていました。 〇〇〇〇さんにも面識ですとか、顔つなぎができていそう、ぜひそこに教えていただいて、あとはご自分が主業とされているアウトドアの関係のほかの方が既に米作りをしているので、一緒になってやっていきたいということはおっしゃっておりました。同じように主業、食べていけるんだろうかというところが分からなかったんで、そんなことを伺ってきました。
議長	ちょっと中島さん非常に〇〇さんをよくご存じで、かなりマルチな方らしいので、これは牧草もまた一つの一環で、いろんなことに幅を広げて何かおられる方なんだそうです。ちょっと説明してよ、〇〇さんに。
8番委員	農業委員会とは全然関係ないんですけども。
議長	関係ないんですけども、こういう方なので、いろんなところに出しているとか。
8番委員	〇〇〇〇〇〇〇〇という、俗に言う〇〇〇〇〇〇〇〇というんですけども、それを結構世界各国に出て出場している人なんです。たまたまそこのおうち造ったところがたまたま知り合いの大工で、〇〇〇〇さんのうちを今造っているんだよなんていう話を聞いていました。とにかく体力だけはすごいみたいで、そんなことで勘弁してください。
議長	何か非常にそういうマルチな方らしいんですが、牧草をやったり、それから、ほかにも営農計画あったり、そういうので少し、それで飯を食うとかそういうことではなくて、自分の趣味と言ったらおこられるかもしれないけれども、そういうような範疇で考えていることで、ここも畑を取得してうちの前をきれいに、みんなやぶでしたから、ここは、以前は。ウシロバタケとかそういうので、ウ

シロがいっぱい生えていて、どうにもならんようなところだったんですが、きれいにして、取りあえず牧草をやってというような感覚を持っておられたようですけれども、そんな話を伺ってまいりましたので。

6 番委員 今、事務局が話した米作るという話があったんですけれども、米作るには、水はどうするんですか。

議 長 違うところで。また、違うところを考えている。

事務局 何か〇〇〇〇〇の方は、〇〇〇〇で何枚か既に始めているということは伺いましたので、おっしゃったここでは、田んぼではないと思います。ここは牧草だと思います。

6 番委員 こういうような案件が恐らく今後出てくるかもしれないですけれども、簡単に処理しちゃっていいものなんですかね。そういうちょっと疑問出てきますよね。牛飼ってない人が牧草を作ったり、結局、将来は違う使用目的になるんだと思いますけれども、ここら辺のところは結構いろいろな人が入ってきていますよね。そういうふうにご利用されるんじゃないかなというふうな心配はあるんですよね。その前のほうは太陽光をやったり、上のほうはできていますから、ちょっとそういう心配はありますよね。農業委員会、弱い法律だから、適当にやればいいんだよというような言ったらされると、農業委員会としても困るんじゃない。

議 長 皆さんのほうからご意見ございますか、ほかに。
どうぞ。

15 番委員 15 番、田村です。
去年の春にその〇〇さんとお話しさせていただいたんですが、おうちのそばで野菜を作りたいという話をしていたんですね。ここの申請事由にも、申請地は自宅に隣接しており、新規就農の機会とするため、申請地を取得したいとありますけれども、それは自宅のそばだから申請地を取得して野菜を作りたいというところにつながるのかなと思って私は見ていたんです。

そしたら、説明を受けたら、又貸しということじゃないですか。それはいかんこと、結局、又貸しですよ。牧草を作って、近所の人にそれを放牧してもらおうということは、又貸しになるんじゃないんですか。それは違うんでしょうか。

自分で耕作をする、要するに自分が食べるために野菜を作りたいというお話はしていたので、それならいろいろ教えて差し上げますよという話はしたんですよ、去年ね。でも、その今の状況、今、これを取得しても、牧草地にするのであれば、私はちょっと違うような気がするんですけれども、ちょっとなったばかりでよく分からないんですけれども、どうなんでしょうか。

議 長 事務局、何かありますか。

事務局 新規参入営農計画書の中には、申請の地番に何を作るか、それから、収量を

どのくらい見込んでいるか、収入の見込みは幾らか、あとは、それを出荷する先は誰なのかということが書いてあります。申請地に牧草を植えて、何キロぐらい収穫して、収入の見込みが幾らで、出荷の先ということで〇〇〇〇氏の名前が出ておりますので、又貸しではなくて、取った作物を納める先が〇〇さんなんだなというふうに営農計画書からは理解ができます。

議 長 はい。

15番委員 田村です。

それじゃ、それ、ごめんなさい、理解したんですけども、ゆくゆくは〇〇さんが放牧したいというその件はどうなるんでしょうか。それを言っていられないですよ。それはどうなんでしょうか。

議 長 それはまたそれで、放牧、借りることになるわな。というか、牧草を作って、そこに〇〇さんが刈るよりは、そこにどうぞという、生を食わせるとか、そういう話なんでしょう。

それと、あそこのところ現地を知っているんですけども、以前から知っているんですけども、畑が非常に荒れていまして、シロバタケだったんですよ。そこにおうちを建たれて、やっぱり景観的なものもあって、かなり整備されて、きれいにしていく。ただ、そこにやっても何か作るものないので、取りあえず師匠である〇〇さんに相談したら、牧草作っとけと、俺が買うからというような、そんないきさつじゃないかな。牧草ならそんなに景観損ねるものじゃないので。〇〇さんにしてみたら、本当にイノシシ、熊なんかが巣でございましたので、俺は非常に助かっているよというお話をいただいていたんですけども。

鈴木さんに言われたことはちょっと頭に置いておいて、ここは今後検討課題だなと、よく見ていかなきゃいかんかなと。その辺も頭の隅に置いておいて、こういう案件を扱っていかなきゃならないかなと今思っていますが。

4番委員 今後、ここの〇〇さんに新規就農の機会とするということですので、できれば応援はしたいなと私は思うんですが、取りあえず農家になるために、農地は取得しなければいけないという足がかりで、先ほど事務局も言われたように、おいおい米というか、田んぼもやりたいというようなことを言っていましたよね。なので、その足がかりとしてやるというのであれば、先ほど中島さんの説明で、信用に足る人物かどうかちょっとまだ分からないですけども、であれば、私は新規就農者ということで応援はしたいなとは思いますが。

議 長 ほかに、皆様のほうからご意見ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

なければ、ちょっとお諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

今回こういう案件が出てきて、これが違った形になっていくんじゃないかというような鈴木委員からの発言もございました。皆さんもその辺を頭に含めて、今後はそのことも含めて、検討する余地があるかなとふと気づかされました。

ですが、この案件に関して、皆さんにお諮りいたしたいと思います。

議案第12号の4の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、第13号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり申請がありましたので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

この案件につきまして、進行をお願いしようと思ったら、両方の職務代理がみんな案件を抱えているそうなので、私のほうから説明させていただきます。

議長

1番、〇〇〇〇〇地区担当の櫛淵です。

農地法の申請事案につき、報告させていただきます。

申請地は元の〇〇〇〇〇ですね。それから、北側のほうに〇〇〇が通っております。そのすぐ上にあるところでございます。

お分かりいただけるかな。

議長

ちょっと不整形なんですけれども、そこに元蔵がありまして、そこだけは宅地用地で抜けておったところです。ここにせがれさんが、というか、これ元の写真が出ていますね。これ鶏舎なんです。ニワトリ小屋だったんです。これが農業用施設ということで、そのままお使いになっておられて、田んぼなんです。元の地目が。田んぼでございます。あそこに四角になっているところに蔵がございます、そこが宅地用地になっていまして、この不整形をなされております。

先ほど事務局が言ったように、去年の7月9日付で農振除外となっている地域で、今後ここに、このせがれさんは〇〇さんといいますが、その方が新築したいという事案でございます。

見ていただいているように、東側というかな、そこに道路挟んで水田がございますが、2階建てとかそういうような家ではなさそうなので、営農に支障があるようには感じておりません。

皆様のご審議をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長

説明不足かもしれませんが、皆さんのほうからご意見賜りたいと思っております。

(発言する者なし)

ございませんか。

(発言する者なし)

なければ、お諮りいたします。

議案第13号の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第14号 農地法第5条の規定の許可申請について、次のとおり農地法第5条、農地転用の許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、7件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より説明いただきました。

番号1につきまして、私のほうから調査報告といいますか、報告させていただきます。

議 長

先ほど、4条の案件とすぐ隣り合わせになります。

そして、すみません。1番、〇〇、それから〇〇〇〇の櫛渕です。すみません。

3月7日、後付けになっちゃったんですが、17番櫛渕委員と一緒に、現地に確認に回っております。それで、先ほど始末書にもありましたように、住宅を建てるに当たり、本来はちょっと今さっきの、車があったところですね。あちらから通用口が、入り口があったんですがその田んぼというか、そこも含まれておって、入り口が本当は地目がなかったわけでございます。

ですが、こちらに自動車と、それから農機具とか、そういうものが入るようにしたくなって、こちらに便宜上は付け替えたということでございまして、新築をするに当たり、いわゆる図面をちょっとやっぱり、始末書にあったように、これが無断で使用していたということで、それが判明したので今回改正したいという旨で出された申請事案でございます。

面積とそれは妥当だと思っておりますし、それから、先ほど言われたように、営農に支障があるようなことは考えられません。

以上で、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ご質問ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

それでは、お諮りいたします。

14号の1の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第14号、番号2について、担当委員さんからの調査報告を求めます。

3番委員

3番、〇〇担当地区の内海です。本来は近藤さんの位置なんですが、ちょっとお休みなんで、私が代わりにやりました。

	農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は、〇〇〇〇〇より西南西へおよそ270mのところでは、 3月3日に現地調査を行い、同日、申請者の代理人、〇〇さんに確認いたしました。〇〇〇〇さんが〇〇〇さんの畑に住宅を建てる計画がされています。〇〇〇〇さんの娘さんが〇〇〇〇〇さんの奥さんです。 転用目的の確実性につきましては、申請書、設計書、ローン仮審査申込書が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われる。 申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われる。周りに住宅等がありました。 周辺農地の営農条件の支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で、支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、農産物被害の防除処置についても、想定される被害等はないと思われる。 その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議いただきますようお願いします。
議 長	ありがとうございました。 このことにつきまして、皆様のほうからご質問、ご質疑ありましたらお願いいたします。 (発言する者なし) それでは、お諮りいたします。 議案第14号の2の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可相当と決定いたします。 続きまして、議案第14号、番号3について、担当委員さんからの調査報告を求めます。
5 番 委 員	5番、〇〇〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。よろしくお願いします。 農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は、〇〇〇〇〇より南東へおよそ300mか400mぐらいのところがございます。 3月3日、現地調査を行い、翌日、代理人に確認をいたしました。 〇〇〇〇〇〇〇〇さんというところが、休耕中の畑に貸家を建てる計画をされております。 転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金、融資証明書が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われる。 申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われる。 周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害、防除措置についても想定される被害等はないと思われる。 その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

	以上です。
議 長	ありがとうございました。 このことにつきまして、皆さんのほうからご質疑、ご意見を求めたいと思います。 （発言する者なし） それでは、お諮りいたします。 議案第14号の3の案件は許可相当でよろしいでしょうか。 （「はい」の声） それでは、許可相当と決定いたします。 続きまして、議案第14号、番号4について担当委員さんからの説明を求めます。
8 番 委 員	8番、〇〇〇〇〇〇地区担当の中島です。 農地法第5条による申請事案について調査結果を報告いたします。 申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇西側にあります。始末書にもありましたとおり、既に実行済みでありました。 3月6日、現地調査及び譲渡人2名に会い、話を伺いました。 申請地西側に譲受人が相続した家屋があります。今まで駐車場もしくは、その譲受人が駐車場、その家屋に向かうための駐車場を公道として、通路として使用していたところが農地であることが判明し、譲渡人2名に相談した結果、売買の了承を得られたので、今回の申請に至ったとのことでした。 周辺に耕作地は存在しません。したがって、作物、営農条件等への支障はありません。 申請面積も妥当かと思えます。 その他想定される懸案事項は見当たりませんでした。 以上、よろしく審議いただきますようお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 このことにつきまして、皆様のほうからのご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。 （発言する者なし） それでは、お諮りいたします。 議案第14号の4の案件は許可相当でよろしいでしょうか。 （「はい」の声） それでは、許可相当と決定いたします。 続きまして、議案第14号、番号5について、担当委員より調査報告をお願いします。
10 番 委 員	10番、〇〇〇〇〇〇地区担当の小室です。よろしくお願いします。 農地法5条による申請事案ということであります。 申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北東へ約400m中に入ったところでございます。 3月6日に現地調査を行いまして、同日、申請者の代理人に確認をいたしました。また、〇〇さんが休耕中の畑に多目的リフレッシュ広場を建てるという

こととされています。

転用目的につきましては、申請書、見積書、設計書が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。

なお、代理人の方に確認をいたしました。

申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障は発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物以外の防除性についても、想定される被害はないと思われます。

その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうからご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

それでは、お諮りいたします。

議案第14号の5の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定させていただきます。

続きまして、議案第14号、番号6について、担当委員さんからの調査報告を求めます。

14番委員

14番、〇〇担当区の前澤です。

農地法5条による申請議案のほうの調査結果をお答えいたします。

申請地は、今の〇〇〇〇〇の隣でございます。〇〇〇〇〇〇の〇〇〇なんですけれども、そのすぐ隣です。

それで、調査はしたんですけれども、目的と妥当性と営農と状況のほうは、まあ仕方ないかなというような確認してまいりました。

それで、当本人の〇〇さんは体調が不良で、車も乗れないということで、私が乗せて現地調査したんですけれども、これは無理な状態だということで、独り身なものですから、いろいろ利用方法考えたんですけれども、今から4年前の話なんですけれども、こういうような状況になったから許可願いたいと、そういうことです。

いろいろな懸案があって、それでまわりは住宅もあるんですけれども、何回かみんなと話し合っ、合意を得ているそうです。だから、障害はないと思うんですけれども、皆さんのほうの審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

皆さんのほうからのご意見、ご質疑ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

事務局にお尋ねいたします。

省エネ発電機の関係ですから、多分その関係で何か補足説明というか、これはこういうことなんですというようなものがあつたら、ご説明願えるとありがたいんですが。

こちら、まず条件的に〇〇〇〇があるということなので、第3種農地に当たります。基本、第3農地になるので、そういった再生可能エネルギー、太陽光、その設置というのは、法律上はできる場所です。

やっぱり今回一般基準ということで、先ほど原澤委員のほうもおっしゃっていましたが、そういった資金計画とか、あと計画、実行計画。実行計画に関しては、町のほうの再生利用可能エネルギーの条例があるので、それに関してはもう審査が終わっています。あとは、関連するのは盛土規制の関係だったりとか、いろいろな法令があるんですけども、そこら辺ももう事前審査というか、確認は済んでおります。なので、現状、影響する他法令に関してはクリアをしているというか、条件には合致している、法律上問題ないというのがあるということです。

議長

ありがとうございました。

町の条例といいますか、その審議会をクリアしているという案件でございます。

皆さんのほうからのご意見ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第14号の6の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定させていただきます。

続きまして、議案第14号、番号7について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

18番、〇〇地区担当、江口です。よろしくお願いします。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

3月5日に現地調査を行いました。

申請地は、〇〇〇〇〇の北西方向約２００mに位置します。

現在、稲作を仕事とする〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇があります。
この施設の一部が〇〇〇〇さんの個人の名義であるため、〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇に名義を変更し、農地から宅地に変更するための申請があったものです。

無許可で変更したため、始末書が提出されております。

付近への支障については、既に乾燥施設として使用されており、問題はありません。

周辺農地への営農についても支障が発生する見込みはございません。

その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。

このことにつきまして、皆様のほうからのご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

どこがかぶっているのか。

施設のある本当に一部が何か。

議 長 これ、税金対策で農業用施設というわけにはいかないのか。

事務局 農業施設というのは、原則、農地外なんです、考虑的には。農地外、土地の地目的には農地外という考えになるので、逆になる可能性はあるんですけども、ただ、ちょっと課税のところがどういう判定をしているか分からないんですけども、農地、今回の話は、以前、平成21年にここ全体で転用申請をかけたんですけども、それは許可下りたんですけども、実測してみたら、ちょっとはみ出ていたから、ちゃんと是正したいというものなので、それを直すということです。

議 長 皆さんのほうからいかがでしょうか。

（発言する者なし）

それでは、お諮りいたします。

議案第14号の7の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 11ページをお開きください。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次朗読説明）

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

番号1番につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

1番、〇〇〇〇〇地区担当の櫛渕です。

これも3月7日、17番、櫛渕委員と一緒に現地を見てまいりました。先ほどの説明のように、昨年度、一時転用という形で町が許可をしたところございまして、工事が遅れて片づかないということで、引き続き来年の令和9年3月24日まで延長したいという申出でございます。ちょっと見に行って、奥のほうに残土がまだ残って、3mか4mぐらい高さがあって、このすぐ北側というか、そこに水田があるんです。その右側です。そこは水田で、耕作されておられます。ですが、盛土が、残土が残っておるんですが、営農には支障がないかなと思っております。もし、支障が出た場合には、町のほうに申し入れたいと考えております。

以上です。

ご審議いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

皆様のほうからご意見、ご質疑賜りたいと思います。

（発言する者なし）

3 番委員

それでは、お諮りいたします。

議案第 15 号の 1 の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定させていただきます。

続きまして、議案第 15 号、番号 2 について、担当委員さんからの調査報告を求めます。

3 番、〇〇担当地区の内海です。

これも 2 番、近藤さんのところなんです、ちょっとお休みなので、私が代わりに行きました。

農地法 5 条による許可後の計画変更案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇〇〇〇〇より東へ 2 km、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のそばなんですけれども、当初は〇〇〇が一時転用としての資材置場用地として、令和 8 年 4 月 6 日まで計画していましたが、工事延長のため、一時転用期間を令和 8 年 9 月 30 日まで延長するものです。もう既に下りたんですけれども、ちょっと期間が延ばしたいということです。

3 月 3 日に一応現地を見ましたら、まだ農地のところには何も建っていなくて、脇の道路のところにいろいろな機材が入っていた状態でした。それで、3 月 8 日にもう一度見に行ったら、下の畑のところに事務所のようなプレハブが建っていました。まだこれからというような状況でしたけれども、もう一度許可済みなので、特に想定される懸案事項は見当たりませんでした。

よろしくご審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうからのご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第 15 号の 2 の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続いて、議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画の要請についてであります。貸借権の設定を受ける方が本多道長委員の関係者でもありますれば、ここで本多さんの退席をお願いしたく思います。

暫時お待ちください。

(本多委員退席)

それでは、再開いたします。

事務局よりの説明を求めます。

事務局

13 ページをお開きください。

議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか決定を求める。

別紙記入事件、5 件。

次のページをお開きください。

このたびの議案は、令和 8 年 5 月 1 日に公告されたい農用地利用集積等促進

計画となります。

中間管理権が設定される面積は、田、使用貸借の通年、6, 123㎡、畑、賃貸借の通年、5, 801㎡、使用貸借の通年、4万8, 881㎡、樹園地、使用貸借の通年、826㎡、合計6万1, 631㎡です。

設定期間は、9年、10年。

貸手は28戸、借手は6戸でございます。

次のページに詳細がございますので、ご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題点は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明につきまして、皆さんからのほうのご意見ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、要請いただきたいと思います。

それでは、要請と決定いたしましたので、本多委員の着席をお願いいたします。

(本多委員着席)

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第17号 農用地利用集積等促進計画の要請について、事務局に説明を求めます。

事務局

25ページをお開きください。

議案第17号 農用地利用集積等促進計画の要請について(貸借権の移転)。
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長

説明いただきました。

議案第17号について、ご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、管理機構への要請とさせていただきます。

次第の5、協議事項・報告事項に入りたいと思います。

農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局

27ページをお開きください。

報告1、農地法第18条第6項の規定による届出について。

農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。

詳細は一覧のとおりです。

	番号2から番号7は、本日の議案第16号の案件に際して提出されたものです。 以上、報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 皆様のほうでご承知おきいただきたいと思います。 続きまして、農業経営改善計画の認定について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	30ページをお開きください。 報告2、農業経営改善計画の認定について。 継続2件、認定日は令和8年2月25日です。 詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、報告を終わります。
議 長	報告ありがとうございました。 これにつきましても、ご承知おきいただきたいと思います。 続きまして、制限除外の農地等異動通知書について、事務局よりご説明がございました。
事務局	31ページをお開きください。 協議事項・報告事項の3、制限除外の農地等異動通知書について。 農地法第5条第1項各号による届出について受理したことをここに報告いたします。 詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、報告を終わります。
議 長	事務局に報告いただきました。 この件につきましても、書類に目を通しながらご承知おきいただきたいと思います。 次第の6、その他に入らせていただきます。 委員の皆様から何かご意見がある場合は、挙手をもってお願いいたします。 (発言する者なし) 事務局、何かご用意ございましたら。
事務局	前回の第2回定例会、議案第7号、番号1の審議において、借受人が桐を植栽することにより、隣接する宅地が日影になるという懸念があるので、トラブル等を未然に防ぐため、事前に所有者さんと調整するよう借受人へ伝えるということをこの会議の中でご指示をいただきました。 それにつきまして、令和8年2月19日、借受人ご本人と面談をさせていただき、委員会の中であったことをお伝えいたしました。借受人は、内容について「承知した」とのことです。 以上で報告を終わります。
議 長	ということだそうですので、皆様ご承知おきいただきますようお願いいたします。

ます。

ほかに事務局ございませんでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、以上で本日の議事、報告事項の全てを終了いたします。

事務局にお返しいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、7番の閉会を江口職務代理のほうからお願いいたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理江口眞利閉会を宣す。

〔午後3時25分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

7 番委員

8 番委員